

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社佐武建設（法人番号4402701000291）  
業者の住所：岩手県陸前高田市米崎町字地竹沢79-1
2. 指名停止措置期間：令和7年10月23日から令和7年11月5日まで  
（2週間）
3. 指名停止措置の範囲：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
4. 事実概要：  
上記有資格者は、令和4年12月8日、岩手県土地開発公社発注の造成工事において、污水管設置のために掘削した溝の中で作業を行わせる際、地山の崩壊等による危険を防止するための措置を講じなかったため、掘削した路面の土砂が崩壊し、崩壊した土砂に労働者が巻き込まれ、その約1ヵ月後に死亡する事故を起こした。このことにより、令和7年2月12日に同社社員が労働安全衛生法違反で罰金の有罪判決を受け、同月27日に刑が確定した。
5. 指名停止措置理由：  
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

参考 「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1（抜粋）

| 措置要件  | 期間                      |
|---|-------------------------|
| (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)<br>8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 | 当該認定をした日から<br>2週間以上2月以内 |